**平成29年度　大阪府景観審議会第４回作業部会　会議要旨**

**住宅まちづくり部　建築指導室　建築企画課**

開催日時： 平成29年11月17日(金)　10:00～12:00

出席委員： 加藤(晃)部会長、岡委員、下村委員、

若本委員、加藤（精）委員

【事務局】

　それでは議事に入らせていただきます。議事は景観審議会規則第６条４項の規定により部会長が行うこととなっております。部会長よろしくお願いいたします。

【委員】

　おはようございます。第４回目作業部会となりました。第１回目は堺でしたっけ。第２回は南港でしたかな。第３回は千里中央。第４回がここ。つまり大阪府域の中で十字形のはしっこに出向き、皆様に現場検証をしていただきその上で、答申案、本審議会に向かっての最後の作業部会による議論になるかと思いますのでどうぞよろしくお願いいたします。

では案を作っておりますので事務局より説明いただきたいと思います。

【事務局】

資料説明

【委員】

　ありがとうございました。ただいまの説明に関しまして、ご質問ご意見を頂きたいと思います。特に今回は下線部のところ、前回指摘したところを対応したということです。特に後半部分で新しく充実した文章、写真等が入ってきておりますので、その点も含めてどうかご意見いただければと思います。

　では私から、形式的なことですが、上側に青い帯がありますが、１８ページまでは番号が入ってきていなかったのに、１９ページから「１．民間が主体的に・・・」というようになっていますし、２１ページは「２．公共事業の・・・」という風な表記の仕方が出てきているのですが、これはどういう理解をすればよいでしょうか。原則としては青帯のところが章立ての階層構造が反映されない番号のなしの表記になっているのに、最後のところだけ番号が入っていますが。

【事務局】

　最後の表記は修正します。こちらは１８ページの「実現に向けた視点と取組み」の中に入るものになりますので、表現方法を考えさせていただきます。

【委員】

　こういうのって目次は作らないのですか。全体の構造、構成が分かったほうが。作ったほうがいいと思います。

【事務局】

　はい、全体の構造が分かるようなものを作ります。

【委員】

　それはどこに入るのかな。最後に入れるということも考えられるけど。

【事務局】

　「はじめに」の後ろ側にするか一番始めにするかです。目次も２ページまでなら体裁もずれないと思います。

【委員】

　今さらなのですが、３ページの断面図イメージで北摂山系を長く描いてもらったほうがいいのかなと思いました。山の種類が違うなと感じます。北摂山系はもうちょっと奥が深いと思いますので。展開される土地利用とか生活イメージとかちょっと変わるかなと思います。

【事務局】

　確かに箕面くらいまでしかないように見えます。修正します。

【委員】

　最終版に近づいてきていますね。１０ページの「景観行政の歩み」を拝見していて、４段目のところで「大阪美しい景観づくり府民会議」となっていますが「大阪美しい景観づくり推進会議」だと思いますので、ご確認いただきたいと思います。２つ３つ同じような名前のものが作られていますので。平成４年当時から「大阪美しい景観づくり推進会議」だったと思います。違うものであればいいのですが、似たような会議が同時期にできたので私の勘違いかもしれませんが。「推進会議」の名前をつけるときに先にとられたという話をしていた気がする。「推進会議」は府民とか建築協定の運営委員長とか入っていた会議だったと思います。

【事務局】

　確認いたします。

【委員】

　あと地図が気になるのですが。６ページの土地利用特性の図面、細かいですがDID地区の分布のレイヤーと原寸のレイヤーが少し狂っているのではないかという気がするのです。というのが「阪南スカイタウン」がありますがこれはもう少し南です。それに縦横比を引っ張って図面を調整されたほうがいい。関空から岬までかなり遠く見えますがこれは下のほうを引っ張って長くなってしまっているような気がします。それと表紙裏をめくったところにある図面ですが、これも狂っていませんか。横に引っ張っているような気がするのですが。４０キロ圏だということは間違ってないと思いますがベースが変わっているかもしれません。これぐらいのスケール感なのかもしれませんが。関空とこんなに離れていますかね。離島との間が２００メートルの大水平をつくると勉強を教えていた時代があったのですけど。６０キロ圏、３０キロ圏と書かれていますので、私の勘違いかもしれませんが。１度確認していただければと思います。他の地図も同様に直せると思いますのでお手数ですが、ご確認いただければと思います。

【委員】

　６０キロ圏というのはピンク色の線ですね。こうしてみると確かに位置がね。３０キロ圏４０キロ圏くらいに見える。関空って大体６０キロ圏ですよね。念のため精査していただければ。

【事務局】

　出典からそのまま掲載しておりますので確認します。

【委員】

　写真が気になりまして。はじめにのところの都市部の景観というところなのですが、確かに都市部の景観なのですが、この写真はどうなのかと。この写真は広告物が前面に出ている写真になっています。都市河川が入ってくるのはいいとして、代表的な都市部の写真は他にもあるのではないでしょうか。御堂筋とか。他の写真に比べてとても特殊なものになっている気がして気になりました。

　１７ページの一番下の「歴史資源を活用した夜景」の写真ですが、これはイベント時の写真ですよね。文章からするともう少し日常の景観のほうがいいのかなと思いました。いい写真がもしあれば。

　あと、前回も申し上げたのですが、歴史的街道の「灯篭」が個人的に非常に気になります。歴史的な景観の中で何が一番大事かというと、歴史的な雰囲気を壊さないというような、照明計画が求められると思いますので。灯篭は灯篭でいいのですけど、あまりそこにこだわるのはどうかと思います。これは長町委員に聞いていただいたほうがいいのかもしれませんが。そういう意味では「過剰な照明を用いない」というのは歴史的なまちなみでも言えることだと思います。

　歴史軸のところなのですが１６ページの「歴史的な建造物、遺構、まちなみ等の歴史的遺産等の景観拠点を活用し、周辺地域も含めた一体的な景観の形成が図られるよう努めるべきです」となっていますが、これも「一体的な景観」と言われてしまうと白壁のまちなみは、白壁あるべしみたいになってしまってちょっと限定的かと。特に周辺のまちなみは歴史的な景観拠点を意識して調和の取れた景観をつくるという形でいい。必ずしも新しいものを否定することではないのではないかなと思います。

【委員】

　今のご指摘の観点で事務局から思い入れとかありましたら、どうぞ。

【事務局】

　確かに「一体的に」といいますとご指摘の通り言い過ぎかなと思いますので「調和する」などの形で検討させて頂きます。夜間景観についても、長町委員とも相談して検討していきたいと思います。

【委員】

　１７ページの歴史の前に書いてあるのはイルミネーションですよね。これって常設か仮設かによってだいぶと変わってくると思いますけどイルミネーションって書くのであれば、提灯だと思います。例えば岸和田市の街道で提灯をぶら下げられるようなまちづくりをしましょうとか。全部の街道をそのようにしている訳ではないではないと思いますが、何かに配慮したというのは、どうなのでしょう。夜間に窓から出てくる灯りみたいなものが大事なような気がします。といって雨どいを閉めるなとは言えないでしょうし、どのように夜間を演出するかどうかというところなのです。お祭りのときだけかもしれませんが提灯つける仕組みとかが手っ取り早いやり方かなと思いますね。

【委員】

　個人的に私の感じることを言わせていただきますと、「都市のイルミネーションや歴史的環境の照明手法等」ということではないかという気がします。歴史的街道ということで括りだしてしまっているから具体的なイメージが強すぎるのです。歴史的な環境の照明手法というのは難しいのですが、倉敷なんかがデザイナーを入れて非常におしゃれな倉敷の美観地区を、照明をやって。無茶苦茶お金かかっているようですけどね。確かに灯篭だけではない。歴史的環境を夜間景観としてどのようにするかと言う手法等とすると都心のイルミネーションとかなり新旧対照になりますから。ただ地域にふさわしい賑わいの演出を感じる、賑わいの形成を図るべきということに。大阪府は歴史的街道の灯篭が強くあるわけですね。ですが一般論としてはもう少し色々書いたほうがいいでしょうね。

　あと一体的な景観。これも確かに。１６ページの「まちなみのイメージ」。ここだけスケッチになっている。写真は用意されておられますか。

【事務局】

　今後、撮りにいきます。

【委員】

　わざとスケッチにするような計画もあるわけです。さきほど委員からご指摘いただいたような、一体的な白壁ありきのまちなみにみんながなるという風なところはこうなるわけです。既存の写真を使えないから。だけど現実の社会はもっと多様性があるということで写真入れられたほうが、公平性がある気がしました。

【委員】

　１６ページのところですが、本文には富田林の寺内町の話があって大阪府で唯一の伝建地区なので、できれば富田林の写真を入れていただければと思います。

　細かいところついでですけど、４ページの大阪の地形の成り立ちのところの水の色が違うのですが、これはみんな同じ色にしていただいたほうがいいと思います。

　あと、７ページの「本町、船場の町割り」と書いてありますが、どうして「本町」がつくのですか。「船場の町割り」でいいと思うのですが。「船場」はエリアを示しているので。

【委員】

　前回の部会で「本町」という言葉が出たからではないでしょうか。

【委員】

　そうなのですね。なるほど。

　あと、その隣の御堂筋ですが、私、御堂筋がどこからどこまでなのかよく分からないのですが、広域幹線道路というよりもむしろ下の「駅・地下街・橋梁」のところに入って御堂筋かなという気もしますがなんか広域といわれるとちょっと違うかなと思います。

それでいうとその上のところに鉄道会社の名前を挙げていただいていますが、これは「～の鉄軌道」と入れていただかないと大阪府交通局はバスではないかと思ってしまいます。鉄道会社が問題ではなくて、それらの鉄軌道を指したいということなのでそれが分かるようにしていただければと思います。

あと３ページのほうの断面図のデフォルメが激しすぎる気がします。上下でもスケール違いますよね。

【事務局】

　上下のイメージのスケールは一緒です。デフォルメすると南北と東西でこれだけの差になります。

【委員】

　わかりました。

【委員】

　後ろの方の今後どうしていくのかの文末がほぼ「～べきです。」となっているのですが、どう書いておくかなんですが、非常に気になります。間違いではないですが、「努める」に変えても同じようにそればかりになりますし、「やります」とは書けないというのは分からないではないのですが。「進めていきます」とは書きにくいですよね。全部文末がそうなっているのはどうもやっぱり気になります。最終形これでいかないと仕方ないのですかね。

【事務局】

　今回は、資料１は審議会から答申（案）としていただくものになりますので文末が「～すべき」という形になっていますが、行政計画となるときは例えば「～取り組みます」とか「～検討します」というような表現にさせていただこうと思っております。審議会からは「こうするべき」とご意見いただいたという形にするのが通例になりますのでそうさせていただいております。

【委員】

　非常によく分かりました。最終的に「～に努めます」、「～やります」という風になるということで、その辺りの興味は非常に高いです。可能な限りと何とか言葉、よく使われる言葉は避けていただいて方向でご努力いただけばと思います。

【事務局】

　おっしゃるように、１９ページの上部とか２１ページ上部で一番上に書かれている箱書きのところで「～すべきです」とあるので、この表現はここで留めておいてこれ以降の部分については「～すること」、「～します」というような内容に適宜合わせた表現をするのも無いではないという議論もありました。　住宅まちづくり部が策定しました「住まうビジョン」の方も答申（案）がそのようになっていたので今回の資料についてもそれに合わせる形になっていますが、そういたしましたら項目の冒頭で「～すべき」という表現を括ってしまって、という形にするかも含めて検討します。

【委員】

　最終的には変わるということですね。

【委員】

　私も最初、「～べき」で答申するほどこの委員会が強圧的に言っているかなと感じますが。皆さんお優しいですから。「～べき」でも構わないですがそうなると例えば９ページの「これまでの取り組み」のところで、最後に「～必要があります」と書かれています。これは取り組みの中に今後の課題を述べている屈折した表現なのですがここも取り組みを進めるべきという言い方になれば取り組みのところに要求的文章が入ってきて、さらに屈折しますよね。その辺りも含めてご検討いただければと思います。

【委員】

　大阪府の景観のシステムがよく分かっていないかもしれないのですが、２２ページの「景観アドバイザー等の検討・助言」と書いていますが、現状年間何件くらいされているのですか。「大阪美しい景観づくり推進会議」の中にあるアドバイザーがありますよね。

【事務局】

　新規で制度を検討していくとうことで書いております。今「大阪美しい景観づくり推進会議」の中にあるアドバイザー制度とはまた別の制度です。

【委員】

　ということは、これは一つの事業ごとに景観アドバイザー制度をつくっていくということですか。

【事務局】

　一つの事業ごとにと言うことではないのですが、イメージとしては審議会の部会の形でやっていけないかなと考えております。

【委員】

　PFIとか企画が出ている前段階の条件のところで出さないと間に合わないなといつも思うので、本当にそれをやるのであれば大変だろうなと。こんなに軽く書いてどうするのと思ったのですけど。

【事務局】

　図のキャプションには「イメージ」と書かせていただいているのでこれが絶対ではないのですが。

【委員】

　やるなら本当にちゃんとやっていただきたいと思いますので。

【事務局】

　対象の規模等も今後議論していかないといけないことだと考えております。

【事務局】

　景観アドバイザーについては施策についてアドバイスをいただくのでこれは具体のプロジェクトについてやるということになりますので規模もどの程度のものを対象にするのか、どんな視点でやるか、先生方もいろんな分野の方がいらっしゃると思いますので来年度検討していきたいと思っています。

　最初の構想段階で議論しないと、計画が固まってからでは遅いというご指摘もありましたので、今回計画構想段階でと書いております。どの段階でやるのかということも非常に難しく他の事業グループと調整しながら検討していきたいと思っています。

【委員】

　これ豊中市とか泉佐野市とか制度として持っていますよね。

【委員】

　大阪府も新たな制度として公共事業につくような制度設計をしたいというふうに理解していいのですかね。今までは無かった制度をつくると。

【事務局】

　はい。そこは今後検討していきたい。現状は公共事業に対して景観方針を示すくらいで、自主的にやってくださいという形で我々もフォローできていないところもあります。どこまでやっていけるのかということもありますので、今後検討していきたいなと。先進的な都市の事例を参考に

【委員】

　将来に向かって姿勢は非常に評価します。だけど、今まで無いものを新しく作るというときに一番気になるのは景観貢献度の評価っていうのをイメージすると、モニタリングみたいなことをやるわけですから、プロジェクトの当初のときに景観形成目標、KPIみたいなものを設定しておかないといけない。それでやっているのは環境アセスで項目の中に景観の項目があるのですが、そこで唯一当初のうちから景観阻害をしない等のことを設定しておいて、報告する際にそれをクリアしていなければいけないという評価のシステムになっている。同じように考えると「景観アドバイザー等の検討・助言」という際に、庁舎なら庁舎の具体的な景観形成目標と言うのを作らないといけないわけです。それが無いと基本方針で周囲に景観を阻害するものが無いとかで終わってしまって後の貢献度の評価ができない、というかおざなりになる。ということを含めて計画企画構想の段階のときに建築面積なんぼ、用途はいくら、と同じように開発計画の中に景観形成目標を入れないといけない。ということを是非考えてください。そうすれば評価の根幹に耐えられる制度になるのではないかなと。

【委員】

　私がこれを見たときのイメージが既存の各自治体が持たれている制度を活用するのかなと思ったのです。だからプロジェクトをやる地域で結果的に届出を出さないといけないので、早い段階で相談させてくれということだと思って大阪府とかが特別こんな制度を持たなくてもいいのかなと思うのですが、そういうことをしちゃいけないのですかね。そうすると職員の交通費とかだけでいいし、そんなに費用もかからない。

【事務局】

　すでにかなりやっておられる団体もあって、これに類するようなことをやっておられる場合は府が重複してやるのは無駄ですし、景観法の届出対象についてそれぞれの団体と違う指導を府がやると困ったことになるということもありますので、制度設計はこれからなのですけれど、類似のものを景観行政団体が持っている場合は除外するとかそういうことは検討していきます。

【委員】

　そういった場合でも、同じ市役所の中でもアドバイザーに見せないということがあるので、大阪府が率先してやると、うちの庁内のプロジェクトも見てもらわないといけないという意識の醸成がされると思いますので、既存の制度をフルで活用される方向で考えていただいたほうがいいと思います。

【委員】

　ついでに言いますと効果が高いのは規模もそうですが、すぐに目に触れるもの、道を歩いていて気がつくものをきちんとやると効果が高いので、必ずしも大きいものばかりではないということで、ところどころ抜き打ちで重要なところ、よく見えるところ、たくさんの人の目が触れるところは気にしていただいてと・・・そんなやり方をしているところはほとんどないですが。

【事務局】

　逆に教えていただきたいのですが「よく目に付く」というのはどういう観点、視点で選定したらいいのでしょう。

【委員】

　先日、まちづくり相談というものがあり、そこに新しいインターチェンジができるのですが、出口の案内標識についてどうあるべきかずっと議論するということをされる自治体もあります。ただ「市が整備する限りはこのような形でやるので、その代わり地域に対してもサインの出し方はこうしてもらいます」という指導もされているところです。人の目につくようなところは特出しして、安い発注のものでもしっかり議論を経てから決定するというところがある。

【委員】

　ポリボックスもありますよね。これだけ指導するかと言うくらい指導するところがあります。

【委員】

　警察の施設って指導しても変わらないことが多いのですけど、粘り強くやることによって、年々でき上がるものが違ってきています。

【委員】

　皆さんおっしゃっているように審議会のメンバーのうち府内の景観にだれか携わっていると思いますのでその部分を活かされるのがいいのではないかなと思います。調査、概略、基本計画とかありますけど、これ全部ばらしてどう入っていくかというシステムをつくらないと。これなら線を引かないか、５ヶ所くらいに矢印入れとくくらいのイメージなのですよね。企画段階から持ってきて下さいという話はどこでもしますが、なかなか持ってこられない。配置計画まで決まった段階でというところが多いので、そうじゃないのですと市町村では言っていまして。そうなると配置計画は変えられない、形態意匠、色彩、外構だけのデザインになってしまう。できるだけプロジェクトが決まったら、府もそうですがピークプロジェクトになったときに景観が口出しできるようなタイミングで景観のアドバイザーにかけていく。もちろん地元のほうでもいいと思うのですが。積極的に他部局の様子も見ながら、ということを市町はされています。それと動きがありそうだったら声をかけにいってうち景観をやっているので来てくださいねといってまちづくり相談をされたりしています。委員がおっしゃったようにそれだけでいけるのではないかと思います。

今まで条例を作った際は先に大阪美しい景観づくり推進会議の企画メンバー４人おりまして、みんなでお手伝いさせていただきましたし、上手く活用されていたと思います。現在、活動団体としては動きがよろしくありませんのでメンバーに関してのアドバイザーを作るものいいですし。何かあったときに審議会を上手く活用されたり部会を設けたりしながらアドバイザー会議にかける仕組みを推奨するような形で、大阪府は制度設計しなくてもいいかもしれません。行政団体がだいぶ増えてきていて大きなプロジェクトが出ているところは大体景観行政団体になっていて、審議会のメンバーのうち誰かが絡んでいるような気がします。そういう形で携わっていかれるのもありかなと。もっと市町村が白地ばかりで府が落下傘でやらないといけないと思いますが。

【委員】

　景観ですので規制が大事だと思います。そういう意味では各市町村でされたほうがいいと思います。

【委員】

　各市町村で景観条例もっているところは大規模建築物をチェックするプロセスがあるという理解していいのですね。では大規模で無いもの。屋外広告物やポリボックス、最近は小学校に広告導入という、金稼げという、それはどこで議論するのかしりませんが、公共施設の場合は確認申請行為が無い。民間さんの場合ですと確認申請のところで景観行政も合わせて大きな仕組みの中でやれるのですけど、そうでない、計画通知で済んでしまうような事業について、景観上チェックするには景観法の大規模で一応かけることはできる。では外れるのはどうするかいう話があって。

小学校とか小さな規模の警察署とか、アーバンファーニチャーの類、ベンチとかゴミ箱とかこういうものについてまで公共事業と言うことで対象にするのかどうか。やはりある程度以上の規模以上のものっていうことですか。

【事務局】

　今のところある程度の規模以上で環境アセスの対象になるものはそちらで見ていただくつもりなのでその間をやるのかなと。ただ先ほどおっしゃったよく目に付くというものについては駅前とかで整理できるのであれば対象にしていくこともできるかと思います。その辺りも審議会等でご意見を伺っていければと思います。

公共事業については計画通知、事実上は建築確認とあまり変わらないのですが、その際に市町村によっては公共事業についても景観の届出対象にされているところもあるという風に聞いておりますのでそういうところはどのように指導するのかなと。逆に景観行政団体になられているところで、景観計画でそこまで位置づけられていないところもありますので大阪府の自らのプロジェクトについては自己評価を行っていく仕組みで補完して行くということを考えていかないといけないのかなと思います。

【委員】

　少し関連して、事業者サイドからすると指導行政間格差みたいなものがやっぱり気になっていて、なかなかそこの部分が書きづらいとは思いますが、何かしら出していってもいいのかなと思います。「行政区域を越えた体制づくり」とか書いていただいているのですが、そういう類のことが書いてあればいいのですが。実際問題としてはほぼ隣り合っている行政間であちらではこれだけ言われたけどこちらではほぼ何も言われなかったとか結構あります。介入するのは厳しいとしても全体の広域行政としての方向性を見せるといことがあってもいいのかなと思います。

　あと、公共事業もそうなのですがせっかくいい住宅地をつくったのにそれを維持する、ずっと続けてクオリティを保つというのは難しい。具体的には協定とかになっていくのですが。建築協定の制度ができてもう随分経つのですが代替わりの時期にさしかかっている。代替わりする際に誰が担っていくのか、地域が高齢化していることもありまして、問題になっています。やっていこうとするとそれなりに経費もかかることなので、そこはすぐに解決することはないのですが地元に対して差し伸べるようなものを作れないかと。言ってしまうと個々のものに対することなのでなかなか難しいと思うのですけど。人的支援をするとか、人的な支援に対してアドバイスをするとか、そういうことができるとスムーズにいくのかなと思いました。せっかく協定をかけて１０年２０年やってきたものが、担い手がいなくて協定自体をやめてしまうと途端に色んな問題が出て来まして、その頃にはまちなみの細分化みたいなことも起こってくる。この部分も何かしらできる気はしていまして具体論としては書きづらいと思いますが課題的な書き方でもいいので、何かあればなと思います。

【委員】

　いかがですか。フォローアップになるのか推進体制になるのか。

【事務局】

２４ページのところに「地域が自立した景観まちづくりの推進」ということで継続的に景観づくりに取り組めるということで、委員がおっしゃっていただいたような建築協定や景観の協議会等位置づけていくようなサポートをしていかないといけないのかなと。そういう日ごろやっていなくて突然協定の期限が切れるとなったときにはもうやめておこうかとなるような話になりがちなので、やはり日ごろから何がしか地域の活動を進めながら守っていったり、見直していったりいう風に継続的にということで触れさせていただいております。

もう一点広域的なまちづくりと言うことで行政界が変わると指導が極端に変わってしまうと以前からご議論あったかと思いますけど２０ページの公民連携のプラットフォームづくりのところで景観協議会をつくっていこうと考えておりまして、河川や歴史街道とか広域連携が必要な景観要素について隣の市と極端に景観計画が変わらないよう調整も含めて景観をどうしていくのだということを検討していきたいと思っております。

【委員】

　制度面では地区計画や景観形成地区指定を受けて、ある程度のところまでは努力義務的ではありますが色々言えます。その場合はどちらがどうということではないのですが。建築協定できめ細やかにやりすぎるのも継続性という意味では難しいのかもしれません。住民さんも代わっていかれるので。管理も任意だし、範囲も虫食いとかもあるのであの辺りの制度もぼちぼち見直しの時期かもしれません。

【委員】

　行政間で指導基準が変わったりすることがありますけれど、各市でやられているときでも担当によって変わるところが少しあるようでその辺りの指導も。各市にはよく言っているのですけど物件が全てアドバイザー制度に出てくるわけではないので、窓口対応で処理されていることも結構ありますのでこういうところの基準値、ガイドラインを作成したら良いのではないかとか話は出るが、ガイドラインはあくまでガイドラインなのでそれはフェイストウフェイスで個々にやっていく必要があると思いますので。草の根的で大変ですけど無駄ではないかなと思っています。

また、堺は古墳の世界遺産指定を目指しているので面積基準も大規模をやっていたのですが、バッファゾーンの中は戸建ても全部出てくる。平米数関係なく出てくるので真っ黒の家が最近多くて色々話はしていますがゾーン指定するというのは特異なゾーンであればあると思いますけどなかなかしんどい。やはり府は監督庁だと思っていますので市町村がやっていることを横並びで見て、越権行為になるかもしれませんがしっかりご指導されることがスタンスだと思います。

【事務局】

　ご紹介させていただきたいのが２０ページの見出しに書いていますが、淀川の横の京街道で景観形成やっていこうということで、守口市の守口宿でまちづくり活動が盛り上がってきています。枚方市や高槻市の西国街道の芥川宿とか、結構先進的にされているところがありまして、今週、１４日に三宿会議みたいなことを大阪府がコーディネーターとして開催させていただきました。守口市がまちづくり団体と一緒に芥川宿と枚方宿の景観の条例とか景観形成の補助金、古民家改修などについて説明を聞く、現地見学や意見交換などをされました。このような芽が出始めていますので、景観の審議会の委員の方にその辺のアドバイスをお願いしたいと考えています。今は集まっているだけなので。どういう方向がいいのか、京街道でどう統一感を出すのかとか、それを淀川沿川でずっとつながっていけば一番いいなと、それが広域景観、我々がやる仕事じゃないかと考えています。取り組みに府が口を出していくことは考えています。

【委員】

　全体的には地域の個性を尊重するという立場から地域ごとに少々の規制の違いはあってもいいのではないかと。私もそう思います。と同時に２２ページの「PDCAの確立」のところで、基本は基礎自治体でもっておられるならお任せする。多様性みたいなものを持ちつつ、広域的で重要な景観に関しては府が制度を持ちますという、そういう大きなものに対するPDCAの確立をイメージされる方がいいのではないかと思います。何でもかんでも府がやるのはあり得ない。重要且つ大きな複数の自治体に関わるような公共事業のPDCAの確立をするというそういう姿勢に限られてくる。細かい身近な、目に付くようなところは「②庁内連携」のところで処理するとか地元自治体でお任せするというようなスタンスを明快に示しておけば実現可能性があるなと思われるのではないかなと思います。

　芦屋の景観行政は厳しいですよ。私は地域ごとに規制の厳しいところと、そうでないところがあってもいいと思っています。景観というのはそういうものでしょう、地域性が豊かにあって、民度の反映としてね。

　ということでそろそろお時間が参ったのですが一応第４回作業部会を終わりたいと思います。何かあればまた文書をいただけるチャンスはあるのでしょうか。部会長一任とするのでしょうか。

【事務局】

　もし、本日以降お気づきの点がありましたらお教えいただくと主にその内容も含めて検討し部会長とも相談したいと思います。次の審議会が１２月８日ですので一週間以内に事務局にご連絡いただけばと思います。

【委員】

　今回出た意見は大体対応可能であると思っております。

　次回開催は１２月８日ですね。

　では議事が全て終了しましたので事務局にお返しします。